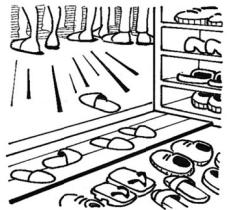


# 老人ホーム無償譲渡に反対する住民訴訟 報告 学習会

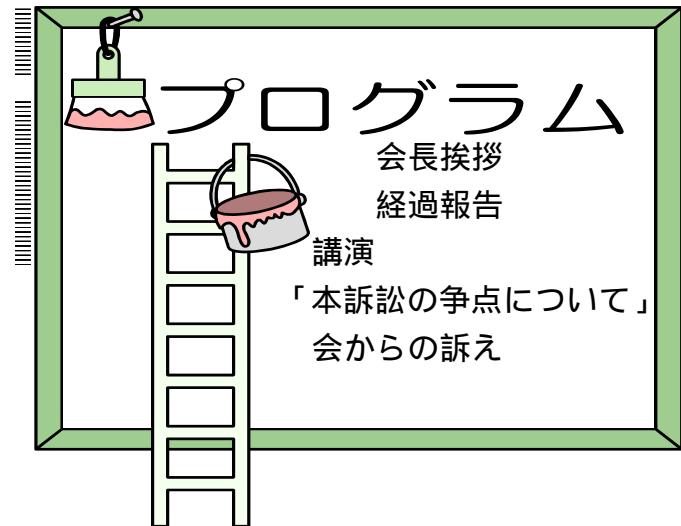


日時 2月12日(木)  
19:30~21:00

場所 江南老人福祉センター  
2階会議室

TEL 0587-54-9300

講師 原山剛三 弁護士  
(名古屋第一法律事務所)



これまでの経過の概要

- 2007年(平成19年)7月の議会全員協議会で「土地は無償貸与、建物・物品は無償譲渡」の方針が示された。
- 2007年12月定例議会で建物の「無償譲渡」の議案が上程され日本共産党市議団だけの反対で可決。
- 2008年3月5日住民監査請求を提出。
- 3月19日に監査請求の項目の追加及び訂正を提出。
- 4月17日市監査委員会は「契約の停止勧告、または契約の破棄」の請求は認められないという結論。
- 5月19日「江南市長は堀元に対し、金4億1200万円の損害賠償の支払を請求せよ」の住民訴訟を提訴。
- 7月28日 第1回公判。
- 8月6日「老人ホームの無償譲渡に反対する住民訴訟の会」発足。
- 2009年2月18日 第5回公判。

4回公判までのところでは、被告が「議会の議決があるので違法ではない」と主張するのに対して「議決に先立つ審議において、建物の鑑定がなされておらず、その市場価格が明らかにされている。サンライフにとって地理的に有利なもとで無償譲渡を行うことに対する重大な疑問がある。民営化の必要性の十分な説明がない」などを主張し、第5回公判にむけて弁護団の方々と準備を進めています。

今回、これまでの経過の報告と本訴訟の争点の学習で、この住民訴訟の意義を多くの方に理解頂き、ご支援・ご協力をお願いしたいと思っています。多くの方の参加をお待ちしています。

老人ホームの無償譲渡に反対する住民訴訟の会

事務局 後藤博  
0587-54-8169